

ジョセフ・ラズの行為理由の論理学

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2020-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大上, 尚史 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/20714

ジョセフ・ラズの行為理由の論理学

The Logic of Reasons for Action in Joseph Raz

博士後期課程 公法学専攻 2015年度入学

大 上 尚 史

OKAMI Naofumi

【論文要旨】

ジョセフ・ラズは行為理由 (reasons for action) に関する研究に基づいて権威論, 法実証主義理論などの自身の実践哲学上の主張を展開している。それにもかかわらず, 彼の行為理由論について十分な検討をすることなく, それに基づく様々な主張が分析されている。本稿の目的は, ラズの実践哲学をその基礎にある行為理由論に遡って検討するための予備的作業として, 彼の行為理由論の特色を浮き彫りにすることである。

ラズの行為理由論の特徴は大きく分けて三つある。第一に, ラズは「～すべし」という当為文を「～する理由がある」という理由文と同値とし, なすべき行為の理由を世界を構成する事実であるとする, ある種の実在論の立場をとることである。第二に, 行為理由に階層を認めて, 一階理由と二階理由に分けることである。第三に, 理由間の衝突を認めることである。

【キーワード】 完全理由, 発効理由, 補助理由, 排除理由, 理由の衝突

【目次】

- I 問題の所在——なぜ行為理由を論じるのか
- II 行為理由の概念
- III 排除理由の概念
- IV 理由の衝突
- V おわりに

I 問題の所在——なぜ行為理由を論じるのか

私は以前「ジョセフ・ラズの権威の概念」¹という論文で、ラズが権威を、行為理由を変更する能力、すなわち規範的権能の一種とみなしていることを論じた。そこでは、行為理由を、一階理由と二階理由に分けることに基づく権威分析の利点について論じた。しかし、行為理由についてそれ以上の説明はしなかった。ラズは権威だけでなく他の規範的諸概念を説明するためにも、行為理由の観念を前提としている。そのため、それらを十分に理解するためには、行為理由の観念を正確に理解することが必要不可欠である。本稿では、ラズの行為理由論に焦点を絞り、前稿で触れることができなかった行為理由の諸性質に関するラズの見解を取り上げる。

行為理由の概念は、複雑に入り組んでいる。本稿では、ラズが行為理由について論じた著書『実践理由と規範』²（特に第一章）を中心に、ラズの行為理由論の端初を明らかにしたい。

ラズは「[規範理論 [すなわち、人々がなすべきことに関心を持つ理論] に属するすべての概念の統一的] 論理の最重要部分は、義務論理学ではなく、行為理由の論理学である……。」(PRN, 13. [] は引用者による。以下同様。)と述べ、自身が取り組むべき作業を行為理由の論理学の構築であると述べている。ラズは規範性を reason によって分析する哲学者（集団）を1970年代——ought の reason 分析の初期であると思われる——から現在に至るまで率いており、現在の規範性の研究分野における立場としては、ある種の実在論に分類されている³。本稿は、あまり知られていないラズの行為理由論について、その内容を明確化することを企図している。

II 行為理由の概念

(1) 行為理由と、言明、信念、事実

人の行為を説明し、評価し、または指導 (guide) するときに、我々は理由に言及する。私が昼食にサンドウィッチを食べたとする。誰かになぜサンドウィッチを食べたのかと問われたら、お腹が減っていたからとか、店にサンドウィッチしか売っていなかったからなどと答える。ラズによると、理由であるところのことは、言明 (statements)⁴、信念 (beliefs) あるいは事実 (facts) と同一視されてきた。私がサンドウィッチを食べる理由は、「お腹が減っていた」という言明なのか、

¹ 拙稿「ジョセフ・ラズの権威の概念」法学研究論集（明治大学大学院）第51号（2019年）35-48頁。

² Joseph Raz, *Practical Reason and Norms* (2nd ed., Oxford University Press, 1999, hereafter cited as PRN)。その他にラズが「理由」について論じている著書として、*Engaging Reason: On the Theory of Value and Action* (Oxford University Press, 1999), *From Normativity to Responsibility* (Oxford University Press, 2011) がある。またラズの実践哲学に関する論文集として、R. Jay Wallace, Philip Pettit, Samuel Scheffler, and Michael Smith (ed.) *Reason and Value: Themes from the Moral Philosophy of Joseph Raz* (Oxford University Press, 2004) がある。

³ Stephen Finlay, “Recent Work on Normativity”, *Analysis Reviews*, Vol. 70, Number 2, April 2010, pp. 331-346, at 335.

⁴ この “statements” は “propositions” や “sentences” とほぼ同じ意味であると思われる。

それともその事実なのか、あるいはそのように私が思っているという信念なのか。

(ア) 行為理由は言明ではない

ラズは、行為理由は言明であるという見解を簡単に否定する。ラズによると、この見解は、理由が現れる実践的推論が、論理分析に服することから、同様に論理分析に服する言明が行為理由であると主張する。しかし、ラズによれば、例えば、私が傘を持っていく理由が、「雨が降っている」という言明であるということは明らかに不自然である⁵。たいていの場合、その理由は、雨が降っているという事実か、私がそう信じているという信念である (PRN, 17)。

(イ) 行為理由は事実である

事実と信念のどちらが行為理由であるのかを判断するのは難しいとラズは言う。その理由は、どちらも行為の説明として実際に使われているからである。しかし、ラズの主張では、確かに信念が行為理由である場合もあるが、すべての行為理由が信念であるとみなすのは間違いである。行為理由は行為を指導する (guide) ために使われる。人々のなすべき行為を指導する (guide) のは、事実であって、人々が事実だと信じていることではない。ここで重要なのは、ラズが「行為理由」をいかなる意味で「理由」であると考えているかを理解することである。すなわち、「行為理由」によって理由づけられるものは、行為者が実際に行った行為ではなく、行為者がなすべき行為だということである。ラズは行為理由が、なすべき行為を「指導する (guide)」と言う。したがって、ここで問題にされているのは、人々がなすべき行為を指導する (guide) のは、事実なのかそれとも信念なのか、ということである。

ラズによれば、信念は「すでにした行為」を説明するために使われるが、「なすべき行為」を指導する (guide) のは、事実であって、事実についての信念ではない。

例えば、A が友人に会いたいとしよう。そして友人に会うために友人のところへ行く必要がある。A がなすべき行為を指導する (guide) のは、「友人がそこにいる」という A の信念ではなく、「友人がそこにいる」という事実である。「友人がそこにいる」という事実は、A がそこに行くべき理由であり、反対に「友人がそこにはいない」という事実は、A がそこに行くべきではない理由である。

他方で、A が実際にした行為を説明する理由は信念である。友人がそこにはいないにもかかわらず A がそこに行ったのは、A が「友人がそこにいる」と信じていたからである。

このような検討からラズは、「規範的に意義がある [すなわち、実践的推論の結論を左右する] のは、事実として理解された理由だけである。それ [すなわち、事実として理解された理由] だけ

⁵ ラズはその理由を述べていないが、仮に言明が行為理由であるとすれば、それは真なる言明の場合に行為理由であることを意味しているので、言明を真にするところの事態 (これがラズの言う「事実」) がそれが行為理由にとってレヴェナントであると考えているからだと思われる。

が、何をすべきかを決定する」(PRN, 18-19)と主張(というよりは定義)する⁶。

(ウ) 広義の事実

注意すべきことに、ラズが用いる「事実」は普通よりも広い意味をもつ。ラズによれば、「事実」は、それによって真である言明が真であるところの事実、またはそれによって正当化される言明が正当化されるところの事実を意味する。したがって、「～ということは事実である」形式の文によって語られる事実は、価値をも含む。例えば、「人間の生命は最高の価値であるということは事実である」によって述べられる「人間の生命は最高の価値である」も事実である (PRN, 17-18)。

これが、ラズが他の倫理学者によってある種の実在論者と分類されるゆえんである。これは、命題の真偽が、世界を構成する事態との対応によって決まるという意味でのいわゆる対応説のような立場であるが、ラズは「事実」を広く理解しているのである。この事実には当為文が表す事実も含まれる。

以上をまとめると、ラズが用いる「行為理由」という概念は、実際になされた行為を説明する理由ではなく、なすべき行為をする理由を意味していることが分かる。以下で見る理由の様々な区別においても、ラズの関心が、人々が実際に行った行為をいわば心理学的に説明することではなく、人々がなすべき行為を指導する理由にあるということを記憶しておこう。したがって、「x が ϕ する理由」という表現でラズが意図していることは、「x が実際に ϕ した理由」ではなく、「x が ϕ すべき理由」、「x が ϕ することを支持する理由」であるということに注意しよう。

(2) 発効理由 (operative reasons) と補助理由 (auxiliary reasons)

行為理由たる事実が行為を指導できるのは、それを用いて実践的推論を構成できるからである。ラズは実践的推論を構成する理由を「発効理由」と「補助理由」に分ける。

(ア) 発効理由 (operative reasons)

発効理由とは、「……その理由 [が存在すること] に対する信念が、[それが理由であるような事実がある世界に対する] 実践的批判的態度 (practical critical attitude) を持つことを含意する」

⁶ さらにラズは、「自分が何をすべきかを決定するためには、世界がどのようなものであるかを見なければならぬのであって、[世界についての] 自分の考えがどのようなものであるかを見なければならぬのではない。理由の他の [すなわち、信念としての理由の] 観念はもっぱら説明的目的のために重要であるが、指導目的にとっては重要ではない。この純粋に説明的な [信念としての理由の] 観念が、他方の [事実としての理由の] 観念を前提とするのであって、それによって前提とされるのではない、二次的な観念であることを示しているのがわかるのである。すでに見たように、純粋に説明的な [信念としての理由の] 観念は、(第一の種類) [事実としての] 理由への信念と解釈することで、排除することができるというだけではない。むしろ、理由の観点からの行為の説明の特徴は、それが行為者が何をすべきかに関するその人の信念の観点から、すなわちその人に当てはまる (一次的で、規範的な意味での) 理由についてその人自身がどう評価しているかという観点から、行為者の行為を説明するという点にある」(PRN, 18-19)と述べている。

(PRN, 33) ような理由である。

説明しよう。ラズによれば、ある人が「 x は ϕ すべきである」という当為文 [が表す事実] を信じているときに、その言明と一致したり、違背したりする行為に対して、その人は一定の批判的態度を持つ。この批判的態度は、行為や (事実や人物などに対する) 信念、態度、感情などに現れるものである⁷。この態度に加えて、さらに人は「世界の諸相に向けられた批判的態度」を持つ。この「世界に対する追加の態度」をラズは、「実践的批判的態度」と呼ぶ (PRN, 32)。

したがって、私が「 x は約束を守るべきである」と信じているなら、私は x が約束を守ることに對して是認の態度をとったり、 x が約束を破ることに對して否認の態度をとるだけでなく、そのような行為が行われる (すなわち、約束が守られる) 世界に対する是認の態度を持つのである。「[p という事実は x が] ϕ する理由 [であるような事実 p] があると信じることは、[そのような理由で行為が行われるような世界] に対する実践的批判的態度を含意する。このことは、たとえそれを覆す別の理由があると信じているとしても、そうである」(PRN, 32)。実践的批判的態度についてラズが挙げる例を見てみよう。

例 0

発効理由：ジョンはジェイムズを傷つけたい⁸。

補助理由：ジェイムズにある出来事を思い出させると、ジェイムズは傷つく。

結論：ジョンがジェイムズにある出来事を思い出させる理由がある。

ジョンがジェイムズを傷つけたいという事実がジェイムズを傷つける理由であると信じているとき、ジョンはそのような理由に基づいてジェイムズを傷けるという行為をする世界に対する実践的批判的態度を持つのである。

さらに、ラズによると、ジョンがジェイムズを傷つけたいと信じる者 (x) は誰でも、ジョンがジェイムズを傷つける何らかの行為をする理由を持つと信じている。この [ジョンはジェイムズを傷つけるべきであるという] 信念のおかげで、 x は、それ [ジョンがそれに基づいて行為する世界] に対して実践的批判的態度を持つ。ラズは、実践的批判的態度が、当人 (すなわち、当為文を信じている人) の合理性、意志の強さ、実効性 (effectiveness) に向けられているとも言う (PRN, 32-33)。

x は実際にジョンがジェイムズを傷つけるべきであると信じている必要はない。 x はいわばジョンの観点から——実践的批判的態度を持つ者の観点——見た事態を推論しているのである。したがって、実践的批判的態度とは、道徳的な是認の態度でない——ラズは行為理由が道徳的理由であるときのみ、実践的批判的態度は道徳的性格を持つと言う (PRN, 32-33) ——だけでなく、必ずし

⁷ これは H. L. A. ハートが言うルールの内的観点 (internal point of view) と同じものであろう。H. L. A. Hart, *The Concept of Law* (3rd ed., Oxford University Press, 2012), pp. 88-91参照。

⁸ ラズが欲求文と当為文を同値とみなしていることは、後述する。

もそのような世界に対するコミットメントを表すものでもない。

(イ) 補助理由 (auxiliary reasons)

補助理由とは、行為理由ではあるが「発効理由ではない理由」である。補助理由は実践的推論において様々な役割を果たす。ラズは補助理由の例として特定理由 (identifying reasons) と強さに影響を与える理由 (strength-(or weight-)affecting reasons) を挙げている。

補助理由は、する理由がある行為を特定する役割を果たすことがある。そのような補助理由をラズは、「特定理由 (identifying reasons)」と呼ぶ。これに関して、ラズは以下のような推論を挙げる。

例 1 (PRN, 34–35)

発効理由：私は x を助けたい。

補助理由：x に400ポンドを貸すことが、x を助けることになる。

結論：したがって、私は x に400ポンド貸す理由を持つ。

ラズは、「私が x を助けたい」という欲求を表す前提から、「私は x に400ポンド貸す理由を持つ」という理由文 (= 当為文) を結論として導き出している。注意すべきことに、ラズは「 ϕ すべきである」と「 ϕ する理由がある」を同値としている。ここではラズは「 ϕ したい」と「 ϕ する理由を持つ」を同値としている。「x が ϕ する理由を持つ」は「x が ϕ する理由がある」と同値であるか、または「x が ϕ する理由があり、かつ x はそれを知っている」ということを述べるために使われるとラズは述べている (PRN, 21)。この選言の前者をとれば、「x は ϕ したい」は「x が ϕ する理由がある」と同値ということになる。したがって、「x は ϕ したい」、「x が ϕ する理由がある」、「x は ϕ すべきである」はすべて同値ということになる。「x は ϕ したい」は「x は ϕ したいべきである (ought to want)」や「x は ϕ したくなるべきである」ではなく、単に「x は ϕ すべきである」(これもラズの定義では「事実」とラズはみなしている) である。

例 1 では補助理由 (特定理由) によって、x を助けることになる行為が具体的に「400ポンド貸すこと」と特定されている。この例ではなぜ400ポンド貸すことが x を助けることになるのかに関する前提が省略されている。例えば、x が400ポンドの借金をしており、返済期日が迫っているなどの事実が省略されているのである。このような事実と合わせて、具体的行為が特定される。

また例 1 の発効理由「私は x を助けたい」は、すでに触れたように、信念ではなく事実を表している。私が x を助ける理由に基づいて、私が x を助けるような世界に対する実践的批判的態度を私が持つ——これは発効理由の定義——と想定されている。ラズは補助理由には、実践的批判的態度を、結論へと移すことを正当化する機能があるとする。例 1 では、x を助けたいという事実に基づいて、x を助けるような世界に対する実践的批判的態度が、補助理由——行為の特定——を通して、私が x を助けたいと思っており、400ポンド x に貸すと x は助かるといった諸事実に基づいて、私が x に400ポンドを貸すような世界に対する実践的批判的態度に移ることを正当化する。

次に、ラズは、補助理由は、諸理由の衝突（後述Ⅳ）の際に、どの理由がより重みがあるかを定める手助けをすることがあると言う。ラズはこのような補助理由を「強さに影響を与える理由（strength-(or weight-)affecting reasons）」と呼び、以下のような推論を挙げている。

例 2 (PRN, 35)

発効理由：私はジムを助けたい。

補助理由 (1)：ジムを助けることになる行為は A と B である。

(2)：私はそのうち一方しかできない。

(3)：A をする方が B をするよりも（ジムにとって）利益になる。

結論：したがって、私は A をする理由を持つ。

この推論における前提 (3) をラズは「強さに影響を与える理由」であると言う。A をすべきか B をすべきか決めるとき、我々は「A をすることがどんな善をもたらすのか」、「B をすることの結果は何なのか」、「A をすることと B をすることのどちらがより利益になのか」(PRN, 35) などに関する知識を必要とする。

しかし、注意すべきことに、例 2 では、ラズ自身は述べていないが⁹、「より多くの利益をもたらす行為をすべし」や「利益を増進すべし」が省略されている。この前提がなければ、なすべき行為が A と B のどちらであるのか特定することはできない。もし仮に「あまり利益をたらさない行為をすべし」と仮定されているなら、例 2 の結論は「私は B をする理由を持つ」となる。発効理由と補助理由 (1) から、私は A をする理由と B をする理由を持つ。しかし、補助理由 (2) のため A か B のうち一方しかできない。そのため、A をする理由と B をする理由が衝突する。(3) は省略されている前提「より多くの利益をもたらす行為をすべし」とセットになって、A をする理由を、B をする理由よりも強い理由にする。

また補助理由たる事実は、発効理由なしでは行為理由とならない。例 2 の推論で「ジムを助けることになる行為は A と B である」、「私はそのうち一方しかできない」、「A をする方が B をするよりも利益になる」、そして述べられていない前提「より多くの利益をもたらす行為をすべし」は、どれも発効理由である事実「私はジムを助けたい」の存在を前提としてなければ、なすべき行為を指導することに寄与する事実とはならないのである。

またラズは発効理由および欲求について以下のように付言している。ほとんどの発効理由は、価値、欲求、利益のいずれかである¹⁰。欲求と利益は価値ともみなされる。ラズは欲求と利益が主観的価値と呼ばれる場合、それらは他の〔すなわち、客観的〕価値とは以下の点で異なると言う。

⁹ ラズの行為理由の論理学における実践的推論は、義務論理学の推論とは異なっており、意図的に前提を省略している可能性がある。

¹⁰ ただしラズの関心は規範（が存在するという事実）——これは価値ではない——が発効理由であることを示すことにある (PRN, 34)。しかし、本稿ではこのことは論じない。

「もし p が (客観的) 価値であるなら, 全ての者が p を促進する発効理由を持つ」というのが客観的価値の論理的原理である。それに対して, 主観的価値の論理的原理は「もし p がある人の利益であり, またはその人の望むことであるなら, 彼の利益が p であるところの人や p を望む人が p を促進する理由がある」(PRN, 34) ということである。「ある人の欲望や利益が, その人にとって発効理由であることは論理的真理¹¹である」(PRN, 34) とラズは考えている。上の例 1 および 2 の推論は, 欲求の事実が発効理由であり, いずれも主観的価値の論理的原理が前提とされているのである。

(3) 完全理由 (complete reasons)

(ア) 完全理由と実践的推論

たいていの場合, 我々は理由に関して申し分ない完全な言明をすることはない。理由について, 何を話すか, どれくらい詳しく話すかは, 聞き手が何を知っているか, 何を知りたいかなどに関する我々の判断 (assessment) に依存している。上述の例 2 で「より多くの利益をもたらす行為をすべし」という前提が省略されていたように, 我々のコミュニケーションでは話し手と聞き手が共有する前提は明確には述べられないことが多い。行為理由について語る時, どの程度正確に述べられるかはコミュニケーションが行われる状況に依存し, その意味でプラグマティックな考慮によって決定される (PRN, 22)。

ラズの行為理由論は——上で見たように発効理由や補助理由として主題化しない限り——完全理由だけを念頭に置いて論じられている。完全理由を定義するために, ラズが挙げる例を見てみよう。ジョンが駅に行く理由を問われたら, (1)「ジェイムズが駅に着くから」, (2)「ジェイムズは駅で出迎えば喜ぶから」, (3)「ジョンはジェイムズを喜ばせたいから」, などと答える。上述のように, どれで答えるかはプラグマティックな考慮に依存するが, 「我々は三つの理由がいっしょになる (belong together) と, つまりそれらを結合させて初めて, 完全理由の言明に近づくと感じる」(PRN, 23)。さらに続けて, (4)「ジョンはジェイムズと駅で会う約束をしたから」, (5)「約束を守るべきだから」, (6)「友人を喜ばせるべきだから」などと言うとする。ラズによれば, (1), (2), (3), (4) は駅に行くことを支持するジョンが持つ理由の一部を述べる言明である。(5) と (6) は, ジョンが駅に行く理由ではなく, 駅に行く理由の理由である。

ラズは「なぜ駅に行くのか」と問われて, (1), (2), (3) の全てで答えることが完全理由の言明に近づく感じがすると言う。それは, (1), (2), (3) がいずれも駅に行くことを支持する理由であるだけでなく, 同じ実践的推論の部分だからである (下記例 4 参照)。そのため, (1), (2), (3) は同じ完全理由の部分となるのである。このことは以下の実践的推論によって示すことができる。

¹¹ ラズが論理的真理であると言うときは, 定義の問題であることが多い。

例 3

(駅に行く理由の理由：(5) 約束を守るべきである。)

発効理由：(4) ジョンはジェイムズと駅で会う約束をした。

補助理由：(1) ジェイムズが駅に着く。

結論：したがって、ジョンは駅に行く理由を持つ。

例 4

(駅に行く理由の理由：(6) 友人を喜ばせるべきである。)

発効理由：(3) ジョンはジェイムズを喜ばせたい。

補助理由：(2) ジョンがジェイムズを駅で出迎えればジェイムズは喜ぶ。

(1) ジェイムズが駅に着く。

結論：したがって、ジョンは駅に行く理由を持つ。

例 3, 4 において、駅に行く理由の理由は、発効理由ではない、ということに注意されたい。理由の理由、すなわち例 3 (5) と例 4 (6) は、「なぜジョンが駅に行く理由を二つ持つのか、または持っていると考えているのか」(PRN, 23) を二つの別々の仕方で説明する。

(イ) 2 種類の完全理由

ラズの完全理由に関する説明は非常にわかりにくい、ここでは発効理由と補助理由がそれぞれ完全理由とどのような関係にあるのかに分けて整理してみよう。

(a) 完全理由と発効理由

ラズは発効理由と完全理由の関係について以下のように述べる。「すべての完全理由は発効理由を含むということ、そして、すべての発効理由は何らかの行為の完全理由であるということは論理的真理¹²である」(PRN, 33)。ラズは、発効理由が即完全理由であり、それが行為理由であるところの行為の例として以下の三つを挙げている。

(1) 「もし人を尊敬することが [すべての人にとって] 価値であるなら、すべての人が人を尊敬する理由がある」。

(2) 「もしジェイムズが ϕ する約束をしたら、ジェイムズは ϕ する理由を持つ」。

(3) 「もしジェイムズが何かを願望しているなら、彼にはその願望の実現を促進する理由がある」。

注意したいのは、上記の諸言明が「もし～なら、 ϕ する理由を持つ (ϕ する理由がある)」形式の文だということである。ラズは、「通貨価値の下落は、財務大臣が為替管理を行う理由である」

¹² 前注11で指摘したように、ここでの「論理的真理」も定義という意味で理解した方がよいと思われる。

という文は、通貨価値の下落があったという事実に言及しても使えるが、仮に通貨価値の下落が起こらなかったとしても、「[もし] 通貨価値の下落が起こったらいつでも、それは財務大臣が為替コントロールを行う理由である」という文で言い換えることができるとする (PRN, 20)。したがって、上の条件文で表された3つの例はそれぞれ、

(1') 「人を尊敬することがすべての人にとって価値である」という事実は、「すべての人が人を尊敬する」ことの発効理由かつ完全理由である、

(2') 「ジェイムズが ϕ する約束をした」という事実は、「彼が ϕ する」ことの発効理由かつ完全理由である、

(3') 「ジェイムズが何かを望んでいる」という事実は、「彼がその実現を促進する」ことの発効理由かつ完全理由である、

とも表現できるのである。ラズは「 p という事実は、 x が ϕ する理由である」と「 p ならば、 x は ϕ すべきである」を互換的に使用しているのである。

(b) 完全理由と補助理由

補助理由たる事実は、それ自体理由ではなく、完全理由の一部である場合にだけ、理由となる(ので、補助理由たる事実をいくら集めても、完全理由にはならない)¹³。それゆえ、補助理由は発効理由——これ自体別の行為の完全理由である——と合わせて完全理由を構成する。先の例1で説明すると、「私は x を助けたい」という事実——これは発効理由であり、それ自体「 x を助ける」完全理由である——と「 x に400ポンドを貸すことが、 x を助けることになる」という事実——これは補助理由(特定理由)——は合わせて、「私が x に400ポンド貸す」完全理由である¹⁴。

したがって、ここまでの説明が正しいとすると、完全理由は2種類あることになる。一つは、何らかの行為の完全理由である発効理由であり、もう一つは、発効理由と補助理由を合わせた、具体的に特定された行為の完全理由である。

(ウ) 完全理由の定義

以上は完全理由の例であるが、ラズは完全理由を以下のように定義する。

p という事実が、 x が ϕ する完全理由であるための必要十分条件は、

(a) p という言明と x が ϕ するという言明の両方を理解する y (だれでもよい) にとって、もし y が p を信じるなら、 y は、 y が他にどんな信念を持っているかにかかわらず、 x が ϕ する理由が

¹³ ラズは「ある事実が理由であるのは、それが完全理由である複雑な事実の一部である場合だけである。しかし、[諸事実の複合体としての] 完全理由だけでなく、その構成要素である事実もまた理由である」(PRN, 25) と述べている。

¹⁴ またラズは以下のように付言する。「二つの完全理由 [合わせたもの] は、定義上、一つの完全理由である。我々はそれを原子的完全理由と定義することができる。それは、もし構成要素の一つが省略されるなら、完全であることをやめる」(PRN, 25)。

あると必然的に信じること、

または、

(b) $R(\phi)p, x$ [すなわち, p という事実は x が ϕ する理由である] が, 完全理由である $R(\phi)q, y$ [すなわち, q という事実は y が ϕ する完全理由である] を伴立する (entail) こと, である。¹⁵

(PRN, 24. [] は引用者による。)

ラズはこの定義について詳しい説明をしていない。私が推測するところでは, 完全理由が2種類あったように, ラズはそれぞれに合わせて定義も2つ用意したのである。

定義 (a) は, 発効理由である完全理由を定義する。定義 (a) の特徴は, 行為者 x の他に第三者 y が登場することである。すなわち, 完全理由の必要十分条件は, p と, 「 x が ϕ する」という二つの言明を理解する y が, p を信じているときに, 「 x が ϕ する理由がある」と必然的に信じることである。理由文と当為文は同値なので, このとき y は「 x は ϕ すべきである」と信じている。ラズによれば, 人が当為文を信じているとき, それに一致する行為に対する是認, 逸脱する行為に対する否認などの批判的態度に加えて, 当為文が表す事実を理由として行為が行われるような世界に対する実践的批判的態度も持つ。定義 (a) は, p という事実が x が ϕ する発効理由であることを意味している——そして「すべての発効理由はそれ自体何らかの行為の完全理由である」と定義されていた (上述の (a) 「完全理由と発効理由」参照)。この定義で, 行為者ではなく第三者 y が問題となるのは, 行為理由の実在論の立場を考慮すると, 「 p という事実が『 x が ϕ する理由である』」というような事実 p が世界の構成要素であるということを第三者 y の観点によって示しているものと考えられる。

定義 (b) は, 発効理由と補助理由を持つ完全理由を定義する。「『 p という事実は x が ϕ する理由である』が, 『完全理由である事実 q は y が ϕ する理由である』を伴立する (entail) こと」は, 定義 (a) による完全理由を前提としており, 「完全理由である事実 q は y が ϕ する理由である」は発効理由である完全理由を指すと思われる。(b) が意味するのは, このような発効理由である完全理由 $R(\phi)q, y$ を含む $R(\phi)p, x$ も完全理由である, ということである。したがって, 先の例1を使って説明すれば, 「私が x を助けたいという事実, および, x に400ポンド与えることが x を助けることになるという事実は, 私が x に400ポンド与える完全理由である」は, 「誰か——例1では私——が x を助けたいという事実が, その人が x を助ける完全理由である」——これが (a) が定義する発効理由である完全理由——を伴立する。要するに, 発効理由を持たなければ, いかなる諸事実の集合も完全理由にならないのである¹⁶。つまり「私が x を助けたい」という事実——発

¹⁵ 続けて「しかし, p という言明が, ある人がある事実 s を知っているということを伴立し, かつ s が上の定義を満たすからという理由で, p という言明が上の定義をトリヴィアルに満たすにすぎない場合は, p という事実は完全理由ではない」(PRN, 24) とする。

¹⁶ 定義 (a) に関する私の説明では, p は発効理由である単一事実と解した。しかし定義 (a) において, p を複合的事実 (発効理由と補助理由) と解する余地もあるので, 以上の説明はラズの意図と異なる可能性がある。

効理由——がなければ、「xに400ポンド与えることがxを助けることになるという事実」——完全理由の部分として補助理由になる事実——だけでは「私がxに400ポンド与える完全理由」にならないのである。

III 排除理由の概念

ラズの行為理由論の一番の特色は、理由に階層を設けることである。ラズは、行為理由を一階理由と二階理由に分ける。一階理由は、行為する理由 (a reason for ϕ ing, a reason to ϕ) と行為しない理由 (a reason against ϕ ing, a reason not to ϕ , a reason to refrain from ϕ ing) である。二階理由は、ある理由で行為する理由 (a reason for ϕ ing for a reason, a reason to ϕ for a reason) とある理由で行為しない理由 (a reason against ϕ ing for a reason, a reason not to ϕ for a reason, a reason to refrain from ϕ ing for a reason) である。特にある理由で行為しない理由を「排除理由 (exclusionary reasons)」と呼ぶ。ラズは排除理由という観念を用いて様々な規範的概念の分析を提示している。

以下では、ある事実を排除理由とみなして実践的推論をする者の例としてラズが挙げるものを3つ取り上げて、排除理由とは何であり、何ではないかを見ていく。ここではラズが排除理由をどのようなものとして理解しているかの明確化を試みたい。

(1) 排除理由の概念

まずラズが排除理由を用いて推論する者として理解している例を3つ挙げておこう。

(ア) アンの事例

アンは友人から投資話をもちかけられた。投資するかどうか今決めなければならないが、アンはその日かなり疲れており、投資すべきかどうか考える余裕がなかった。アンは疲れていることを理由に、その投資を断った。

アンが疲れているという事実は、投資をすべきかどうかとは直接は関係ない。アンが疲れていることは、投資に賛成する理由でも、反対する理由でもない。しかし、アンが疲れていることは、投資すべきかどうかの理由の比較衡量に基づいて行為する(投資する)ことに反対する理由である。アンは、自身が疲れているという事実を、行為する理由(投資する理由、または投資しない理由)ではなく、ある理由(投資する理由と投資しない理由の比較衡量)では行為(ここでは投資)しない理由とみなしている (PRN, 37)。

(イ) ジェレミーの事例

ジェレミーは軍隊で働いている。ジェレミーは上官からある商人のバンを徴用することを命じられた。ジェレミーはバンを徴用すべきでないと思ったが、上官から言われたので、命令に従った。

上官が命令したという事実は、バンを徴用すべきかどうかとは直接の関係がない。しかし、ジェ

レミーは、上官が命令したという事実を、ジェレミー自身の判断では行為しない理由と見なしている (PRN, 38)¹⁷。

(ウ) コリンの例

コリンには妻と息子がいる。コリンは、息子の教育に影響を与える決定の全てで息子の利益になるように行われし、他の理由を無視することを妻と約束した。コリンは仕事をやめて著述家になったかったが、そうすると息子をパブリックスクールに通わせることができない。息子をパブリックスクールに通わせるのが息子の利益になると仮定されている。コリンが妻と約束したという事実は、息子をパブリックスクールに通わせるべきかどうかに関係がない。コリンは、約束したという事実を、ある理由 (息子の利益に反する考慮) で行為 (息子の教育に関する決定を) しない理由とみなしている (PRN, 39)¹⁸。

ラズはこれらの例を実践的原理 P1「何人も、全てのことを考慮して、[一階]理由の比較衡量に基づいてなすべきことをするべきである」(PRN, 36) では適切に把握できない例であるとする。ただしラズはこの原理の妥当性に異議を唱えているのではない (が二階理由の概念を導入したことで修正を要することになる)。ラズは P1 の妥当性を認めつつも、それが適用されない事例が存在することに注意を促している。そのような事例が上記 3 つの例なのである。

さて、P1 の要請では、アン、ジェレミーそしてコリンはそれぞれが置かれた状況における諸行為のよし悪し (merits) を考慮——つまり諸理由の比較衡量を——しなければならない。アンは投資すべきかどうかに関して、ジェレミーはバンを徴用すべきかどうかに関して、コリンは息子の教育に関して、すべき行為に関する諸理由の比較検討することを P1 によって要請される。しかし、彼らはそれぞれ自身の置かれた状況を「一定の諸理由の比較衡量に基づいて行為しない理由」すなわち排除理由とみなしている。アンは自分がひどく疲れているという事実を、頭を使いたくなく、投資すべきかどうかに関する諸理由を検討しても自分の判断に信用を置けないような状態であるとして、それ自体は投資すべきか否かに関係ないが、そのような理由の衡量に基づいて行為しない理由とみなしている¹⁹。ジェレミーは自分が部下であるという事実を、自分の判断では行為しない理

¹⁷ 正確には、上官がジェレミーにバンを徴用するように命令したという事実は、ジェレミーがバンを徴用する一階理由であり、かつ、命令に反する理由で行為しない排除理由である。

¹⁸ 正確には、約束したという事実は、約束を守る理由——これは一階理由——であり、かつ約束に反する理由で行為しない理由——二階否定理由すなわち排除理由——である。

¹⁹ アンが疲れているという事実は、排除理由である。すなわち、投資する理由と投資しない理由の衡量に基づいて投資すること、をしない理由であるかもしれないし、投資する理由と投資しない理由の比較衡量に基づいて投資しないこと、をしない理由であるかもしれない。本文の例では、アンは疲れているせいで、諸理由の比較衡量に関する判断を誤る可能性が高いので、間違う可能性が高い行為をしない方がよいという前提を併せて、投資しないと判断している。

由（あるいは上官の命令に基づいて行為する理由）とみなしている。コリンは妻と約束したという事実を、約束を破る理由で行為しない理由とみなしている²⁰。疲労も命令も約束も、行為の良し悪しとは関係がなく、理由の衡量に影響を与えない。3人とも P1 では捉えられない種類の理由を持っているのである。

ラズは排除理由を捉えられない P1 を修正する。P2「何人も、もし比較衡量で勝った理由が、負けていない（undefeated）排除理由²¹により排除されるなら、諸理由の比較衡量に基づいて行為すべきでない」（PRN, 40）。P2 が妥当であるなら、P1 は P3「何人も、全てを考慮して、負けていない（undefeated）[一階]理由に基づいてつねに行為すべきである」（PRN, 40）に取って替えられる。P3 がラズが導き出した実践的原理である。P3 は P1 と異なり排除理由を組み込んでいる。P3 の定式にある「負けていない」一階理由とは、一階理由間の比較衡量で負けていないというだけでなく、排除理由によって排除されていないという意味でもある。

上の例で示唆されたように、ある事実が一階理由であり、同時に排除理由でもあることが多いが、排除理由それ自体はいかなる行為も支持も反対もしない。p という理由で ϕ しない理由に基づいて行為するということは、行為者が ϕ しないか、p 以外の理由で ϕ することである（PRN, 39）²²。ジェレミーが上官にパンを徴用することを命令されたという事実は、パンを徴用する一階理由であり、かつ、命令に反する理由の衡量に基づいて行為しない（すなわち、パンを徴用しないこと、をしない）理由である。排除理由は、一階理由がなければ、 ϕ するかしないかを指導しないのである。

IV 理由の衝突

（1）理由の衝突と理由の強さ

ラズの行為理由の論理学を特徴づける指標の一つとして、それが「理由の衝突」を認める立場であることを挙げることができる。理由が衝突するかどうかは自明ではない。お腹がすいているという事実は、食事をすることを支持する理由であるが、ダイエットしているという事実は、食事をしない理由であり、互いに衝突するように見える。理由が衝突するかどうかは、理由言明がなされる時、それが暗黙の例外を含むものとみるかどうかによって依存する。暗黙の例外が理由言明に伴うとすると、お腹がすいているという事実は、「特段の事情がない限りで」、食事をする理由である。この

²⁰ ただし、コリンの例には注意が必要である。約束したという事実は、約束に反する理由で行為しない理由という意味で排除理由であるが、コリンの例では約束の内容に、息子の利益に反する理由で行為しないことが含まれており、約束が排除理由であるのはその内容に依存するかのような誤解を与えるおそれがある。ラズの意図するところは、一般に約束は排除理由であり、それは約束の内容に関係ない。

²¹ “undefeated” とは、二階理由間の衝突で負けていないことや取消条件（後述）によって取り消さないこと、そして、おそらくは比較衡量における互角判断をも意味する。

²² Joseph Raz, “Legitimate Authority” in *The Authority of Law* (2nd ed., Oxford University Press, 2009), pp. 3–27, at 17.

ように理解すると、理由言明は多かれ少なかれ留保を伴うものであることになる。

しかし、ラズはこのように考えない。ラズは理由の衝突を以下のように定義する。

- (1) x と ϕ に関して、 p と q が厳密に衝突するための必要十分条件は、 $R(\phi)p, x$ と $R(\neg\phi)q, x$ 、すなわち p が x が ϕ する理由であり、かつ、 q が x が ϕ しない理由であることである。
 - (2) x と ϕ に関して、 p と q が論理的に衝突するための必要十分条件は、 p が p' を含意し、 q が q' を含意し、 p' と q' が厳密な意味で [すなわち (1) の仕方] で衝突することである。
- またラズは理由の衝突し際して、一方の理由が他方の理由を覆す場合を以下のように定義する。
- (3) x と ϕ に関して、 p [ここでは、 p は x が ϕ する理由である] が q [ここでは、 q は x が ϕ しない理由である] を覆すための必要十分条件は、 p と q が x と ϕ に関して厳密な意味で [すなわち (1) の仕方] で衝突する理由であり、かつ、 $R(\phi)p\&q, x$ であり、かつ、 $R(\neg\phi)p\&q, x$ でないことである。
 - (4) 二つの衝突する理由のうち一方が他方より強いことの必要十分条件は、一方が含意するすべての理由が他方が含意する厳密に [(1) の仕方] で衝突するすべての理由を [(3) の仕方] で覆すことである。

(PRN, 25-26. [] は引用者による。)

(1) (2) については後述する。まず (3) (4) から見ていこう。ラズが提示している一方の理由が他方を「覆す」場合の定義は、実質的なものではなく、形式的——というよりは分析的——なものである。(3) では、 ϕ することを支持する理由 p と ϕ しない理由である q が存在する場合に、 p かつ q (という連言が表す事実) は、 ϕ することを支持する理由である (かつ、 ϕ しない理由でない)、言い換えれば、 ϕ すべきか否かの判断において p が q に勝つ、ということが述べられている。要するに、 p が q を覆すのは、 p かつ q が、 $\neg\phi$ ではなく、 ϕ を支持する場合であるとラズは分析しているのである²³。

ラズはこのような「覆す」の定義によってさらに「決定的理由 (conclusive reasons)」、 「絶対的
理由 (absolute reasons)」、 「一応の理由 (*prima facie* reasons)」を定義する。

- (1) p が x が ϕ する決定的理由 (a conclusive reason) である必要十分条件は、 p が x が ϕ する (取り消されなかった) 理由であり、かつ、 p を覆すような q がいないことである。
- (2) p が x が ϕ する絶対的理由 (an absolute reason) である必要十分条件は、 p を覆す事実が存在しえないこと、すなわちすべての q に関して、 q が存在し、かつ q が p を覆すということが決

²³ (3) は実質的なことを何も述べていない。 p かつ q が ϕ を支持するのか、それとも $\neg\phi$ を支持するかを知るためには、そもそも p が q に勝つということを知らなければならないであろう。

して事実ではないことである。

(3) 一応の理由 (a *prima facie* reasons) は、決定的でも絶対的でもない理由である。

(PRN, 27)

まず取消条件 (a cancelling condition) について説明しておこう。ラズはこれについて詳しい説明をしていないが、例を挙げている。ある理由が覆されるのは、矛盾する行為に対する理由によってである。例えば p が x が ϕ する理由であるとき、これが覆されるのは x が ϕ しない理由である q によってである。しかし、取消条件は行為理由ではない。私が友人と会う約束をしていたという事実は、約束を守る理由であり、かつ、約束に反する理由で行為しない排除理由である。約束の場所に向かっていく最中に大けがをした人に遭遇したという事実は、救急車を呼ぶ理由である。けが人に対応すると約束に間に合わないとする、約束を守る理由と、けが人に対応する理由は衝突する。このとき、理由の比較衡量を行うとより重要な方の理由が勝ち、それに従うべきである。他方、友人に事情を話して約束を撤回してもらうとする。友人が私を約束から解放したという事実は、行為理由ではないが、約束を守る理由を取消するのである (PRN, 27)。ここでのポイントは「取消条件による [行為理由の] 取消は、理由の衝突に関係ないので、理由の強さを反映しない」 (PRN, 27) ということである。つまり、約束を守る理由が約束の撤回によって取り消されたからといって、救急車を呼ぶ理由の方が強い理由であるということにはならないのである。

さて、取消条件による行為理由の取消を念頭に置きながら、絶対的理由、決定的理由、一応の理由について考えてみよう。絶対的理由は理由の強さや重みにだけ関係する。絶対的理由は、それを覆すような他の理由が存在しえない理由である。ラズによれば、すべての絶対的理由が決定的理由というわけではない。なぜなら、絶対的理由は取消条件によって取消されたとしても——取消しは理由の強さとは無関係なので——、絶対的であるかもしれないからである (PRN, 28)。

それに対して、決定的理由は、既存の理由にのみ関わる。すべての決定的理由が絶対的理由であるわけではない。なぜなら、一定の理由が存在しうるなら、その理由を覆すことができないかもしれないからである。ある理由が ϕ する決定的理由であるのは、 ϕ することを支持する全理由、それに反対する全理由、および関連するすべての取消条件を考慮したときでさえ、 ϕ する理由が存在する場合である (PRN, 28)。

絶対的理由でも決定的理由でもない理由が、一応の理由である。一応の理由は衝突の場面で比較衡量の対象として現れる理由である。

さて、ラズによれば、理由が衝突するかどうかは [世界を把握するための] 概念の問題である。ラズの理由の概念では、理由は例外を持たない (PRN, 187)。例外と思われるような事例は、単にその理由が適用されない事例である。我々は自身が結んだ約束を守るべきであるが、緊急事態の発生のためにそれが覆されるなら、それは緊急事態のような状況において約束を守る理由が存在しな

いからではなく、約束を守る理由と衝突するより重みのある約束を守らない理由が存在するからである (Facing Up [hereafter cited as FU]²⁴, 1154-1155)。

衝突する理由は、それと衝突する理由に勝つかもかもしれないが、負けた方の理由に対して例外を作らない。例外を持つのは、(これまで論じてきた意味での) 理由ではなく、ルールである²⁵。おおよそどんなルールも多くの理由に基づいている。ルールは、ルールに基づいている理由が、ルールの射程の範囲内で、必ずしもすべてというわけではないが様々な衝突する理由に勝つという判断を反映している。「比喩的に言えば、ルールは妥協の表明、すなわち理由の衝突に関する判断の表明である」(PRN, 187)。ルールを支持する主たる理由が事例に適用されないなら、そのような事例は単にルールに射程の外にあるにすぎない。事例がルールの例外になるのは、ルールを支持する主たる理由のいくつかが事例に当てはまるが、「ルールに反映された妥協」が、他の衝突する理由が勝つ、と考える場合である (PRN, 187, FU, 1155-1156)。例えば、仮に「決して嘘をついてはならない」というルールがあるなら、「命を守るために嘘をついてもよい」という言明は(これが真であるなら)このルールの例外である (PRN, 187, FU, 1156)。

また注意すべきことに、一階理由の衝突に際して、負けた方の理由も行為理由であることをやめないとラズは言う (PRN, 187)。負けた方の理由であるところの事実が、衝突の解決の結果として、消えるわけではないからである。「タバコを吸うことは健康に悪い」という事実は、タバコを吸わないことを支持する理由である。「タバコを吸いたいという欲求を私が抱いている」という事実は、タバコを吸うことを支持する理由である。理由の衡量の結果として、タバコを吸うことを支持する理由が勝ったとする。しかし、この場合でも、「タバコを吸うことが健康に悪い」という事実がなくなるわけではない。一般化すると、理由は理由であるところの事実がなくなるまで、理由であることをやめない。衝突で負けた理由は依然として理由であるにもかかわらず、当該場面では人々の行為を指導する資格を失うのである。

ラズは、理由が理由であることをやめる場合の一つ——しかも理由であるところの事実がなくなるわけではない例——として、上述した取消条件が満たされた場合を挙げる (PRN, 27)。例えば、「私が友人と会うことを約束した」という事実は——約束は守るべきであると仮定して——集合場所に行く理由である。その道中、「人に道を聞かれた」という事実は、私がある人に対応する理由である。しかし、道案内をすれば、約束に間に合わないでしょう。このとき私が友人に一報入れて、約束を取り消すことができたなら、「約束した」という事実がなくなるわけではないが、この事実は「約束を取り消した」という新たな事実によって、行為理由ではなくなるのである。

(2) 衝突の様態

ラズは理由の衝突を一階理由間の衝突、排除理由とそれによって排除される理由の衝突、二階理

²⁴ Joseph Raz, "Facing Up: A Reply", *S. Cal. L. Rev.* 62 (1988-89), pp. 1153-1235.

²⁵ ラズによれば、「ルールが存在する」という事実は、行為理由である (PRN, 51)。

由間の衝突に分ける。

(a) 一階理由間の衝突

一階理由間の衝突には、よく見られる衝突と部分的衝突がある。お腹がすいているという事実は、食事をする理由であるが、検査のために胃を空にする必要があることは食事をしない理由である。これら二つの理由を同時に満たすことはできず、理由は衝突している。このとき一方が他方よりも重要なら、重要な方の理由に基づいて行為すべきである。ラズによると、理由は内在的な重みをもつが、理由の重みに影響を与える理由、理由の射程に影響を与える理由 [いずれも補助理由] もあり、それらを合わせた考慮によって衝突は解決される (PRN, 46, FU, 1167)。

これに対して、部分的衝突は、 ϕ する理由と、一定の仕方では ϕ しない理由の衝突である。ラズの例では、(例えば、のどを詰まらせると危ないので) 急いで食べることは悪いことであると仮定されている。すなわち、急いで食べてはいけない理由が存在する。他方で、いま空腹であるという事実は、食事する理由である。ラズによると、急いで食べない理由と、食事する理由は、部分的に(行為の仕方において) 衝突する。 ϕ する理由と、一定の仕方では ϕ しない理由が衝突するとき、別の仕方では ϕ することで衝突を解消できる。この例では、衝突は、別の仕方では行為すること、すなわち、ゆっくり食事することで解消されるため、どちらの理由がより強いかという問題が生じない (FU, 1167)。

(b) 排除理由と排除される一階理由の部分的衝突

排除理由と、それによって排除される一階理由の衝突は、部分的衝突(partial conflict)である。これは、p という理由で ϕ しない排除理由と、 ϕ する一階理由の衝突である。これが部分的衝突であるのは、p 以外の理由で ϕ するなら (すなわち、排除理由に基づいて行為するなら)²⁶、排除理由と一階理由の両方に一致することができるからである。排除理由である、快楽を理由にして食事しない理由 (a reason not to eat for pleasure) は、食事する一階理由と部分的に衝突する。快楽を理由にして食事することなく、別の理由で食事することによって、これらの理由は同時に満たすことができる (FU, 1167-1168)。

(c) 二階理由間の衝突

二階理由間の衝突は、ある理由で行為する理由と、ある理由で行為しない理由の衝突である。このタイプの衝突は、どちらの理由がより重要かによって解決される。私が持つ理由が、快楽を理由にして食事をするという二階理由であるなら、これは快楽を理由にして食事をしない排除理由と衝突する。したがって、より強い方の理由に基づいて行為すべきである (PRN, 47, FU, 1168)。例えば (私が創作した例だが)、ジェレミーが上官 A からバンを徴用するように命令されたという事実は、排除理由である。このときジェレミーが A より高位の高官 B からバンを徴用しないように

²⁶ ラズは、排除理由は高階の理由 (二階理由) であるがゆえに常に一階理由との (部分的) 衝突に勝つと言いつつも (PRN, 46)、それを自明のこととしているわけではないようであり、その正当化に関する議論をしているが (PRN, 189-190)、紙幅の関係上ここでは論じない。

命令されたとする。この場合、AよりBの方が階級が高いという事実——これは（強さに影響を与える）補助理由——と、より階級の高い上司の命令に従うべしという仮定によって、Bの命令に従う理由が、Aの命令に従う理由を覆す²⁷。

V おわりに

以上、本稿では、ラズの行為理由論の特徴を大きく三つに分けて、その内容を見てきた。今一度まとめておくと、第一に、ラズは「～すべし」という当為文を「～する理由がある」という理由文と同値とし、ある行為をすべき理由を世界を構成する事実であるとする、ゆるい対応説的真理観に基づくある種の実在論に分類できるような立場をとっていることである。第二に、行為理由に二つの階層に分けて、一階理由（「行為する理由」および「行為しない理由」）と二階理由（「ある理由で行為する理由」および「ある理由で行為しない理由」）に分けることである。第三に、行為理由間の衝突を認めることである。

本稿ではラズの行為理由論の基本的諸特徴を見てきた。特に排除理由の観念は重要であり、これに基づいてラズは、権威（者の指示）、命令的ルール（mandatory rules）、法などの様々な規範的概念の分析を提示している。本稿では行為理由の概念を論じたが、それがどのようにそれらの規範的概念と関連しているのかに立ち入ることができなかった。それは今後の課題としたい。

²⁷ またラズによると、排除理由は固有の射程（scope）——排除理由が排除する理由の集合——を持ち、「射程に影響を与える（補助）理由（scope-affecting reasons）」によって、射程が広がったり狭まったりする（PRN, 46）。ラズ自身は、階級が射程に影響を与える理由である例を提示している（PRN, 46-47参照）。